議案第７号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成２８年２月２２日提出

君津市長　鈴　木　洋　邦

提案理由

全部改正された行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定に基づき設置する君津市行政不服審査会の委員の報酬を定めるとともに、心身障害児就学指導委員会の名称の見直しに伴い、条例の規定を整理するため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４５年君津市条例第１９号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第　　号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４５年君津市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表市政協力員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会会長	日額　８，６００	〃
行政不服審査会委員	〃　　７，７００	〃

別表情報公開・個人情報保護審査会会長の項中「日額」を「〃」に改め、同表中「心身障害児就学指導委員会会長」を「教育支援委員会会長」に、「心身障害児就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案

別表（第２条、第４条）

区分	報酬の額	旅費の額
省略		
市政協力員	平等割　年額　１４３，０００ 世帯割　１世帯当たり　年額　６００	〃
行政不服審査会会長	日額　８，６００	〃
行政不服審査会委員	〃　７，７００	〃
情報公開・個人情報保護審査会会長	〃　８，６００	〃
省略		
教育支援委員会会長	〃　８，６００	〃
教育支援委員会委員	〃　７，７００	〃
省略		

備考　省略

現　行

別表（第２条、第４条）

区分	報酬の額	旅費の額
省略		
市政協力員	平等割　年額　１４３，０００ 世帯割　１世帯当たり　年額　６００	〃
情報公開・個人情報保護審査会会長	日額　８，６００	〃
省略		
心身障害児就学指導委員会会長	〃　８，６００	〃
心身障害児就学指導委員会委員	〃　７，７００	〃
省略		

備考　省略